

日本国奈良県と中華人民共和国清華大学 との包括交流に関する覚書

日本国奈良県と中華人民共和国清華大学は、双方の友好的な交流を推進し、奈良県民と清華大学関係者との相互理解と友好を増進させるため、以下のとおり、2019年8月21日に包括交流に関する覚書を取り交わすことに合意した。

双方は、学術・文化の発展と人材の育成などを目的として、関連する分野において積極的に交流を展開する。双方はここに覚書に署名し、これを締結した。

【交流の内容】

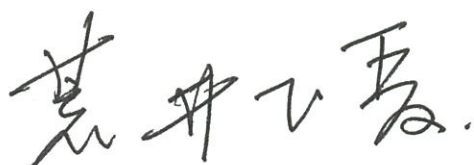
- 学術研究、教育の推進に関すること。
- 文化、芸術の向上及び振興に関すること。
- 産業の振興に関すること。
- 人材の交流及び育成に関すること。
- その他本覚書の目的を達成するために必要な事項に関すること。

本覚書は日本語と中国語により作成し、双方が署名した後、各一通ずつ保管する。

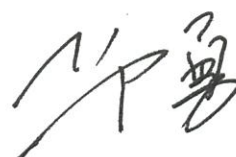
包括交流に関する本覚書は署名当日より効力を生じる。どちらか一方が関係解消を望む場合、解消方法は双方の協議によって決定するものとする。

日本国 奈良県
知事

中華人民共和国 清華大学
学長



荒井正吾



邱勇

2019年8月21日

2019年8月21日